給与所得者異動届出書の記入例１（退職等により普通徴収へ切り替える場合）

給与支払報告特別徴収に係る給与所得者異動届出書

御注意

1 黒のボールペン又はペンで記載してください。
2 「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書を行う場合には、前勤務先で最上段の事項を記載し、新勤務先に送付願います。
3 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き宛名番号を記載してください。ただし、「給与所得者」の欄の「個人番号」は記載せず、新勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払を受けなくなった後の住所」は、前勤務先では記載せず、新勤務先で「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。
4 新勤務先では最下段の事項を記載し、一月一日（課税地）の市町村長に送付してください。一月一日から四月三十日までの間に退職した場合には、一括徴収することが義務づけられています。

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

（あて先）　幸手市長 令和　○　年　○　月　○　日提出	給与支払者（特別徴収義務者）	住所（居所）又は所在地	〒 123−4567 ○○県△△市□□1−2−3
		フリガナ	マルサンカクシカク　カブシキガイシャ
		氏名又は名称	○△□　株式会社
		代表者の職氏名	代表取締役　幸手　桜子
		個人番号又は法人番号	9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9

給与所得者						
受給者番号(整理番号)	フリガナ	トクチョウ　イチロウ	(ア)特別徴収税額(年税額)	(イ)徴収済額	(ウ)未徴収税額(ア)−(イ)	異動年月日
12	氏名	特徴　一郎　（旧姓）	円 193,300	6 月から 8 月まで 円 48,400	9 月から 5 月まで 円 144,900	令和○年△月□日
生年月日	昭和・平成　○　年　○　月　○　日					
個人番号	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1					
1月1日現在の住所	幸手市△△2−3−4					
給与の支払を受けなくなった後の住所						

1月1日現在の住所と違う場合に記入してください。

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額（未徴収税額）を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

一括徴収の理由	徴収予定	相続人の氏名等
1．異動が　年　12 月　31 までで、申出があったため（　月　日申出） 2．異動が　年　1 月　1 以後で、特別徴収の継続の希望がない		

例：８月分(９月１０日納期分）まで徴収した場合
（ア）特別徴収税額（年税額）　１９３，３００円（６月から翌年５月分まで）
（イ）徴収済額　４８，４００円（６月から８月分）
（ウ）未徴収税額　１４４，９００円（９月から翌年５月分まで）

※（ウ）の未徴収税額が普通徴収税額となります。
普通徴収の税額通知は幸手市から本人宛に送付します。

◎転勤（転職）等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号（※ 新規事業所の場合は記入不要です。）		連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号	課・係	
新しい勤務先の住所（居所）又は所在地	〒		氏名	
フリガナ				
氏名又は名称			電話	（内線　　）
代表者の職氏名印				

新しい勤務先では
月割額
月分から徴収し、
新規の場合は、いずれかを○
納入書　要

【提出先】〒340―0192　埼玉県幸手市東4丁目6番8号　幸手市役所総務部税務課市民税担当

1．現年度			
※市処理欄			
特別徴収義務者指定番号	5000000	※市町村ごとに異なります	
宛名番号			
連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号	課・係	総務課・人事労務係	
	氏名	総務太郎	
	電話	000−000−0000（内線　111　）	

異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収	退職した年の1月から退職時までの給与支払額
1．退職 2．転勤 3．合併 4．休職 5．長期欠勤 6．死亡 7．会社解散 8．住所誤報 9．その他（特別徴収不可）	1．特別徴収継続 2．一括徴収（1月以降は必須） （　月分で納入） （　月　日納期分） 3．普通徴収 理由：異動が12月31日までで、一括徴収の申出がないため	円 控除社会保険料額 円

※「9．その他（特別徴収不可）」を選択された場合は次のいずれか

（普B）	他	
（普C）	給	
（普D）	給	
（普E）	事	

税額決定通知書に記載されている指定番号（5か９で始まる7桁の番号）を記入してください。

「異動年月日」欄は、異動のあった日付（退職の場合は退職日など）を記入してください。

「異動の事由」欄は、該当する理由を選択してください。

「異動後の未徴収税額の徴収」欄は、１～３のいずれかを選択してください。

１．特別徴収継続
新しい勤務先で引き続き特別徴収をする場合
※「◎転勤（転職）等による特別徴収届出書」欄も記入してください。→記入例３を参照

２．一括徴収
未徴収税額を退職者から全額徴収し、納付する場合→記入例２を参照

３．普通徴収
未徴収税額を本人が直接納付する場合
（後日、市から本人宛に納付書を送付します）